2021年5月12日

令和３年度高齢者医療運営円滑化等補助金における「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業」の実施に係る公募

Ｑ＆Ａ

<<補助金に関するＱ＆Ａ>>

問１

　本公募事業に選定された場合、当該国庫補助金の受科目の取扱いはどうなるのか。

回答

　当該公募事業の国庫補助については、高齢者医療運営円滑化等補助金として、令和３年度政府予算に計上されており、この国庫補助金を受けた場合は(款)「国庫補助金収入」(項)「国庫補助金収入」(目)「被用者保険運営円滑化推進事業費」で収入処理をすることになる。このため、予算書に当該科目が計上されていない場合は必要な手続きのうえ予算変更を行い、当該科目に名目計上すること。

問２

　補助金は今年度中に支払われ、翌年度に実績に基づいて精算されるのか。

回答

　翌年度の6月末までに実績報告をいただき、交付額との差額が出た場合は精算を行う。また、成果連動型の場合については成果に連動した支払分を実績報告時に確認し精算を行う。

<<成果連動型民間委託方式による保健事業に関するＱ＆Ａ>>

問３

同一健保が関連性のない複数の異なる事業の申請を行うことは可能か。

回答

事業単位ごとの申請となるので、可能である。

問４

　申請しても採択されない場合があるか？

回答

　選定委員会が評価基準に沿って申請書等の審査を行い、事業内容のバランスを勘案し偏りのないように選定するため、採択されない場合もある。

問５

複数の健保組合から同一事業者による同一プログラムが各々申請される場合、全て採択される可能性があるか。

回答

上記の場合、複数の健保組合が共同で実施する事業として１つの申請を行うことも、各々の健保組合が個別に実施する事業としてそれぞれ申請を行うことも可能である。ただし、共同事業として申請する場合にも、事業としての補助金の上限は変わらない（1,000万円）ことに留意されたい。また、各々の健保組合が個別に申請する場合には、選定時に事業内容のバランスを勘案して選定することに留意されたい。

問６

健保組合と事業者との契約開始時期について、公募申請締切を超過する可能性があるが問題ないか。

回答

　問題ない。事業者との契約締結は申請日以降でも差し支えない。

問７

過去の事業と今回の事業とで同一の成果指標を用いる必要があるか。その場合、過去の実績を超える目標に基づく支払条件とする必要があるか。

回答

過去の事業と今回の事業で同一の成果指標である必要は無い。また、同一の指標を用いたとしても、必ずしも過去の実績を超える成果指標とする必要は無い。ただし、公募要領に記載の通り「設定した成果指標及び支払条件について（中略）その合理性について疎明すること」及び「目標水準の設定に当たっては、過去の取組等を踏まえて、現実的でありつつ、野心的な目標となるよう 支払条件を設定すること」としていただきたい。

問８

保健事業に関して提供したプログラムの参加者数等のアウトプット指標を成果指標にしても問題無いか。

回答

問題無い。ただし、アウトカムに至るまでのロジックモデルの作成は必要である。

問９

支払条件支払い条件について基礎分と成果連動分で構成されるとのことだが、成果連動分だけで応募をすることは可能か。

回答

成果連動分だけでも応募は可能である（成果連動分が全体事業費2割以上であれば問題ない）。

問10

成果の達成度合いによって補助割合も変わるということか

回答

補助金額の上限の範囲内であれば、成果の達成度合いに関わらず、保健事業にかかった経費を全額補助する。ただし、健保組合と民間委託事業者間における支払は、保健事業の成果に連動させること。

問11

新型コロナウイルス感染症の影響により、オフラインでの実施が必要な事業も採択の対象となるか。

回答

申請にあたり制約はない。ただし、選定委員会が評価基準に沿って申請書等の審査を行い、採択事業を決定する。

問12

ロジック作りや効果判定などにおいて第三者機関の定義はあるか。

回答

社会的事業の成果の評価や評価結果に応じた行政からの委託金の額が適正か検証を行う者として適切であれば問題無い。

以上